

第36回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年4月8日（月） 午後1時30分から3時00分

2 開催場所 高岡市役所803会議室

3 委員定数 19人

4 出席委員数（18人）

1番	山田 正	2番	尾守 哲
3番	大巻 憲五	4番	石王 純子
5番	藤森 章一	6番	村上 祐
7番	尾崎 輝雄	8番	竹内 正一
9番	松之木 義博	11番	北川 浩一
12番	飯沼 清文	13番	武部 剛
14番	宮崎 三郎	15番	市野 良治
16番	山本 信治	17番	吉田 彰
18番	矢後 暁二	19番	岡島 秋美

5 欠席委員 10番 青木 紘

6 議事日程

議案第17号 高岡市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について
議案第18号 令和6年度の最適化活動の目標の設定等について
議案第19号 農地の権利移動について〔農地法第3条許可申請〕
議案第20号 権利移動を伴う農地転用について〔農地法第5条許可申請〕
議案第21号 農地の賃貸借の解約について〔農地法第18条許可申請〕
議案第22号 高岡市農用地利用集積計画（R6.4.10中間管理事業に係る公告分）について
議案第23号 高岡市農用地利用集積等促進計画（R6.4.26中間管理事業に係る県公告分）について
議案第24号 会長が処理する事務の指定について
報告第10号 耕作の事業を行う者が農業用施設に転用する場合の届出について
報告第11号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について〔農地法第5条届出〕
報告第12号 農地の賃貸借の合意解約について〔農地法第18条通知〕

7 農業委員会事務局職員

事務局長	須田 稔彦
事務局次長	石黒 伸英
主任	小林 唯

議 長

これより、第 36 回高岡市農業委員会総会を開会いたします。

総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は 19 名、現在の出席委員は 18 名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、6 番 村上委員、8 番 竹内委員を指名します。

議 長

それでは、これより、議案審議に入ります。議案第 17 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 17 号 高岡市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について説明いたします。

高岡市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱第 13 条に基づき、別紙記載の候補者を農地利用最適化推進委員に選任することについて承認を求めるものです。

別紙「農地利用最適化推進委員候補者名簿」をご覧ください。

当市の農地利用最適化推進委員の定数は、市の条例により 30 名となっていることから、農業委員会として 30 名を選任し、委嘱することになります。

令和 5 年 11 月 1 日から推進委員の公募を実施いたしましたところ、30 名の届出がありました。

推進委員につきましては、30 区域にそれぞれ 1 名ずつ選出することとされております。

令和 6 年 3 月 8 日に高岡市農地利用最適化推進委員選考委員会を開催し、会長・会長職務代理者、会長が指名した委員 2 名、事務局長で構成された選考委員において審議した結果、「推進委員として選考しても問題なし」として、別紙のとおり選考されております。

以上、高岡市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、議案第 18 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案 18 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。

これについては、現状把握している数字を記載しておりますのでご覧の通りとなります。

次のページをご覧ください。

Ⅱ 最適化活動の目標 1 最適化活動の成果目標について

①現状及び課題

農業水産課より農地面積 集積率の情報を取得し記載しております。

この集積率は、利用権や中間管理機構、農地法 3 条で設定した権利設定のもののほか、作業受委託による契約も含んだ数値となっています。

②目標

これは、農業委員会で策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づいて記載しており変更ありません。

(2) 遊休農地の解消について

①現状及び課題

令和 3 年度の利用状況調査結果を記載しています。

ここの数字は 3 年度に調査した遊休農地を 5 年かけて改善するものとされていることから変更ありません。

②目標

解消目標は、下記の説明文のとおり算出し 5 分の 1 の面積を記入しています。

(3) 新規参入の促進について

①現状及び課題

これは、実績を元に記入しております。課題については昨年と同様です。

②目標

権利移動面積の平均から目標を求めることになっております。

また、新規参入者の貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表

する農地面積については、平均の1割以上をと定められていることから表記の数値となっています。

2 最適化活動の活動目標について

推進委員等が最適化活動を行なう日数目標ですが、昨年の実績(3/21提出受理時点)を基に算出したところ平均8日を上回らなかったことから同様の8日と定めています。

活動強化月間の設定目標について

新規参入の促進については、農業委員会としては引き続き農業水産課と協力し、相談会等について連携してまいります。一方、農協等市以外が主催で新規参入相談会等が開催され農業委員、推進委員に参加を促された場合は、実績としますのでご報告ください。

また、イベント時にベースを用意するなど対応についても検討しておりますので、新規参入者へのアドバイザーとして農業委員や推進委員さんに改めてご依頼することを考えております。

以上の案を作成しましたので、よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、議案第19号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第19号農地の権利移動についてご説明いたします。

今回は申請件数で4件、面積にして25,013㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

4件とも受人の経営面積が0になっておりますので、それぞれご説明いたします。

番号1については、受人と渡人は親子関係にあり、一緒に農業経営しております。農地法では、2親等以内でともに営農している場合は同一世帯とす

ることができる」とされており、受人は 20,605 m²の耕作面積を持つ母と同一世帯とみなすことが可能です。

番号 2 については、受人は氷見市に農地を所有しており、1,000 m²ほど農業経営を行っておられます。申請地の向かいに居住しており、同居する長女の家族とともに耕作していく予定です。

番号 3 については、受人は 10 年ほど渡人の耕作地で畑作を行っておられます。

番号 4 については、現在は所有農地をすべて貸し付けていますが、農作業歴が 50 年ほどある方です。

番号 3 及び番号 4 については、経営面積が 1,000 m²未満のため、営農計画書を提出してもらい、地区担当委員の方にご確認いただいております。

以上 4 件につきましては、地区担当委員の方へ通知いたしております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、議案第 20 号を議題とします。

内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 20 号権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で 3 件、面積にして 13,881 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 1 ～ 3 は同一案件で、転用面積が 3,000 m²を超えるため、常設審議会案件となります。

以上 3 件は地区担当委員の方と現地調査を行い、やむを得ないとの意見をいただいております。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

なお、番号1から3の転用面積が3,000㎡を超える案件については、県知事に進達する前に、一般社団法人 富山県農業会議へ諮問し、その答申を添えて進達することとなります

次に、議案第21号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第21号農地の賃貸借の解除についてご説明いたします。

所有者と耕作者が合意しての解約の場合、委員会には報告であげておりますが、今回は必要書類が整わなかったため、一方からの解約の許可申請となったものです。

申請件数で1件、面積にして452㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

対象農地は、農地法以前から賃貸借契約を結んでいた農地です。

労力不足により合意解約をしようとしたところ、農地台帳記載の所有者及び耕作者が死亡していたため、解約するためには相続手続き又は添付書類として相続人全員の自署押印、戸籍謄本等が必要な状況でありました。耕作者側の必要書類は整っていましたが、所有者側の親族からは、相続登記や添付書類の準備を今すぐに行うのは難しい、現在所有者の相続関係を整理しているため相続登記が終わるまで待つて欲しいとのお話がありました。これに対し、耕作者側の親族からはできる限り早く解約手続きを進めたいという強い主張があったため、所有者、耕作者双方の親族が納得のうえ耕作者側の親族から解除の許可申請を行ったものです。

対象地の状態については、数年間耕作されておらず荒れていたため、所有者側の親族が草取りや田起こしをし、一年かけてきれいに戻しております。今後は準備が整い次第、所有者の孫が耕作すると伺っております。

双方の親族が解約に同意しているものの、必要書類の準備等の困難さから許可による解除申請に至ったものであること、解約後は所有者の孫が耕作する予定で荒廃する可能性が低いことから問題ないものと考えております。

以上1件につきましては、地区担当委員の方に通知いたしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり許可することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、これらの案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

なお、農地の賃貸借の解除申請については、一般社団法人 富山県農業会議へ諮問し、その答申が農業委員会の意見と相違ない場合に許可することとなります。

議 長

次に、議案第 22 号を議題とします
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 22 号 高岡市農用地利用集積計画（R6.4.10 中間管理事業に係る公告分）について説明いたします。

令和 6 年 3 月末の地域計画策定に伴い、今回から中間管理の案件が 2 本に分かれます。

地域計画が策定されていない地区についてはこれまで通り農用地利用集積計画の決定を行うもの、地域計画が策定された地区については中間管理機構からの依頼により農地利用集積等促進計画に対し本会の意見を求めるものとなります。

それでは議案第 22 号について説明いたします。
22 号は地域計画が策定されていない地区にかかる議案でございます。

今回の申し出は、29 件です。

期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。
個別の申し出内容については、12 ページ以降に記載しております。

以上、地域計画の策定されていない地区にかかる中間管理事業 29 件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので、この案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、議案第 23 号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 23 号 高岡市農用地利用集積等促進計画 (R6. 4. 26 中間管理事業に係る県公告分) について説明いたします。

今回の申し出は、10 件です。

期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。

今回の中間管理事業及び利用権設定を反映した流動化率は、44. 47%となっております。

個別の申し出内容については、18 ページ以降に記載しております。

以上、地域計画が策定された地区にかかる中間管理事業 10 件について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので、これらの案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。
よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第24号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第24号会長が処理する事務の指定についてご説明いたします。
地域計画策定後の地区の中間管理機構を通じた農地利用権については、中間管理機構において集積計画を作成し、市の農業委員会に対し意見聴取後に県公告されます。
そのため、国の通知で迅速な事務処理のため農業委員会会長の専決事項とすることが可能となっています。
これは、地域計画に沿った促進計画を作成する場合の農業委員会による意見聴取への回答は、単なる事実の確認という形式的な事務であるという理由からです。
会長の所掌事務については、高岡市農業委員会規程第3条第2号に、「その議決により特に指定された事項の処理に関すること」という規定がありますので、今回、農業委員会に対する意見聴取への答申を会長の所掌事務に指定することについてご審議いただきたいと思います。
この議案が承認された場合、地域計画が策定された地区の中間管理機構にかかる案件については、次回の委員会から報告というかたちとなります。

以上、会長が処理する事務の指定について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、これらの案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。
よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。
ご異議はないようですので報告については承認することといたします。

次に、報告第10号から第12号について、一括して報告いたします。
内容について、事務局より説明を行います。

事務局

報告第10号は、耕作の事業を行う者が農業用施設に転用する場合の届出についてであります。

この届出は、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出です。

市街化調整区域や非線引都市計画区域内の農地を転用する際には、県知事の許可を得る必要がありますが、耕作者が、農道や水路、2 アール未満の農業用施設を整備するために自己転用する場合は、県知事の許可は不要であり、農業委員会へ事前に届出を行うことになっています。

今回、申請件数で 1 件、面積にして 39 m²、農機具格納庫として自己転用するものです。

続きまして報告第 11 号市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で 19 件、面積にして 11,378.53 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

同一案件につきましては、申請番号 2～3 及び 6～7 は分譲宅地、11～12 は駐車場及び倉庫、14～15 は住宅敷地となっております。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして報告第 12 号農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で 7 件、面積にして 13,181.00 m²となっております。内容については次ページ以降に記載のとおりです。

議 長

この案件について質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので報告については承認することといたします。

以上で報告の説明を終わります。

本日の議案審議は終了いたしました。

以上をもちまして、第 36 回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和6年4月8日

議事録署名

議事録署名